

相続登記の義務化が はじまりました

使う予定がないのに
管理が大変...

ボロボロになる
前に誰かに使って
ほしい！

空き家って
売れないの？

相続登記
って何？

固定資産税が
上がる!?

／ 専門家による / 空き家相談会

空き家は
お金がかかる？

※専門家：建築士・宅地建物取引士・司法書士など（NEX-T安曇野会員からの派遣協力）

《日時》 R6年度 毎月第3水曜日
午前 9時～/10時～/11時～（50分/回）

《場所》 安曇野市役所本庁舎3階
詳細は左下の日程をご覧ください

《対象》 市内空き家の所有者・
相続する予定の方

開催スケジュール

回数	開催日程	相談場所
1	令和6年6月19日(水)	相談室311
2	令和6年7月17日(水)	相談室313
3	令和6年8月21日(水)	相談室311
4	令和6年9月18日(水)	相談室311
5	令和6年10月16日(水)	会議室302
6	令和6年11月20日(水)	相談室311
7	令和6年12月18日(水)	相談室311
8	令和7年1月15日(水)	相談室311
9	令和7年2月19日(水)	相談室313
10	令和7年3月19日(水)	相談室311

□ 申込方法

メール・郵送にて申込書を提出
※電話でも可能ですが、聞き取りにお時間がかかります

□ 費用

相談料 無料

□ 申込期限

各回開催日の1週間前まで
定員に達した場合は受付終了
※ホームページで空き状況をご確認ください

□ その他

空家所有者の固定資産税課税台帳（名寄帳）があると相談がスムーズです
※各支所窓口または本庁舎 税務課窓口【1階19番】にて有料で取得可能

空き状況・申込書



【申込・問い合わせ】

〒399-8281

安曇野市豊科6000番地

安曇野市 市民生活部 移住定住推進課

空家活用係 電話：0263-71-2011（直）

メール：akiya@city.azumino.nagano.jp